

## 電話設備保守点検業務特記仕様書

### 1 業務の目的

電話設備の点検を定期的実施することにより、電話設備を常に良好な状態に維持するとともに、障害発生時には速やかに臨時点検を実施の上、復旧対応を行うことにより、病院機能への影響を最小限に抑制する。

### 2 業務の対象

#### (1) 電話交換機

製造者 富士通 J a p a n 株式会社

品 名 L E G E N D - V

局線数 1 3 回線

内線数 多機能電話機 4 4 0 回線

一般電話機 1 1 1 回線

付属品 保守コンソール、スイッチングハブ、蓄電池

#### (2) 中継台

品 名 E S P R I M O J 5 2 9 / F A

付属品 ディスプレイ、無停電電源装置

#### (3) 課金装置

品 名 E S P R I M O N 5 2 9 / F A

付属品 ディスプレイ、プリンタ、無停電電源装置

#### (4) M D F 盤

### 3 業務の内容

#### (1) 定期点検

定期点検は年に2回実施する。

#### (2) 臨時点検

業務対象機器に障害が発生した場合は、速やかに現地調査を行い、障害の復旧対応を行う。

#### (3) 保守

電話機の新設、移設、撤去その他発注者の要請に伴い、電話交換機、課金装置、電話機の接続・設定変更、M D F 盤の接続変更等を行う。また、設定変更、接続変更の内容を電話交換機設定一覧、M D F 盤端子表に反映し、常に最新の状態を維持する。

### 4 特記事項

#### (1) 工事担任者の選任等

受託者は、法第53条第1項の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という。）を選任し、甲に届けること。なお、工事担任者を変更したときも、同様とする。

また、委託業務は工事担任者が実施すること。

(2) 臨時点検及び保守の範囲

臨時点検及び保守は、原則として予備品等を使用するものとし、新たに部品、ケーブル等が必要な場合は別途協議する。